

公益財団法人四日市市スポーツ協会加盟団体に対する事業費等の補助規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人四日市市スポーツ協会加盟団体や協力団体が行うスポーツ振興事業に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 当規程の補助対象は、次の事業とする。

- (1)加盟団体の強化発展と競技力の向上を目的とする事業。
- (2)市民のスポーツ振興を図るためのスポーツ大会、講習会、教室を開催する事業。
- (3)その他本協会発展のために必要な事業。

(交付対象者)

第3条 補助対象者は、本協会加盟団体及び協力団体とする。

(交付金額)

第4条 補助対象者への補助金の上限額は、日報提出及び各協会登録人数により決定する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、交付申請書(様式1号)に、次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1)事業収支決算書
- (2)事業の目的、内容等を記載した書類
(大会プログラム等事業が実施された資料、又は合宿等の目的・行程表)

(交付決定・支出)

第6条 理事長は、前条に定める申請書の提出があった時は、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定し、支払いをしなければならない。

(補助金の取り消し・返還)

第7条 理事長は、補助金の交付を受けた加盟団体に次の行為が認められた場合には、補助金交付額の全部又は一部を取り消し、返還を命ずることができる。

- (1)補助金交付申請に虚偽又は不正があったとき。

(証明資料の保存)

第8条 補助金の交付を受けた加盟団体は、当該補助金に関する証明資料を5年保存しなければならない。また、理事長が後日監査を行う場合は、速やかに証明資料を提出しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定められるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、理事長が別に定める。

- 付則 この規程は、平成15年4月1日より施行する。
この規程は、平成18年4月1日より改正する。
この規程は、平成21年5月28日より改正する。
この規程は、平成31年4月1日より改正する。
この規程は、令和4年4月1日より改正する。